

債権回収会社(サービサー)から エステティック代金の請求がきた！

相談事例

3年前にショッピングローン(個別クレジット)を利用し、エステティック契約を行った。
クーリング・オフ期間内にSNSを利用し解約の申出をしたが、その後、契約事業者が倒産した。
最近になって突然、法律事務所よりエステティック代金の請求および差押通知が届いた。
通知書には、「契約代金を債権回収会社に支払わないと預金を差押える」とある。
現在、所有する全ての銀行口座が凍結されてしまい、入出金が一切出来ない状況で困っている。

OMG!



サロン事業者が倒産し、施術が提供されないまま料金の支払い請求を受けるケースが報告されています。
クレジット払いで契約された場合、債権回収会社から請求通知や差押さえ予告が届くことがあります。

トラブルの要因と対策

1. クレジット会社に対して、クーリング・オフの申出を行っていなかった

➤ クレジット払いを利用した契約は、クレジット会社に対し書面にて、クーリング・オフの申出を行きましょう。

2. SNSにてクーリング・オフの申出をしたが、事業者が把握していない可能性があった

➤ 2022年6月1日より、クーリング・オフの申出方法が書面に加え、電磁的記録(メールやSNS等)でも可能となりましたが、契約書に定められているクーリング・オフ受付方法を事前に確認してから行う必要がありました。
正式に受理がされ、クーリング・オフ処理が行われているかをクレジット会社へ確認することも大切です。

3. クーリング・オフの申出内容(通知日や通知先等)を保存していなかった

➤ クーリング・オフの申出は、トラブルを防ぐために証拠が残る方法で行いましょう。
SNSやメールで申出を行う場合も書面同様に、申出内容の控えを保存しておきましょう。
書面であれば写しを、メールであれば送信内容や画面を保存(スクリーンショット)しておくといいでしょう。

4. クレジットの支払督促や債権譲渡に関する書面が届いていたが無視してしまった

➤ 請求に関する書面が届いた場合、無視や放置は危険です。場合によっては、預金(銀行口座)の差押えに発展する可能性もあります。クレジットの利用状況がわからない場合は、CIC(指定信用情報機関)に対して、信用情報の開示請求を行うこともひとつの方法です。

※支払督促を装ったいわゆる「架空請求」詐欺が増えています
正当な請求か?詐欺なのか? 判断が難しい場合は、消費生活センター(188)に相談しましょう。